# ひと ひと ひと いきる **障害のある人もない人も共に生きる**

へいわ ながさきけん じょうれい 平和な長崎県づくり条例

へいせい ねんどかつどうほうこくしょ 平成28年度活動報告書

へいせい ねん がつ 平成29年7月

長崎県福祉保健部障害福祉課

### はじめに

本県では、障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する 中間として、あらゆる社会活動に参加できる共生社会の実現を目指して、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための 施策を推進するための事項を定めた、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を制定しています。

この報告書は、条例全面施行から3年目にあたる平成28年度、

1年間の相談活動実績をまとめたものです。

も < <b>目</b>	<b>炎</b>
Ι.	<sup>じょうれい しく</sup> 条 例 の仕組み・・・・・・・・・・・・1
	1. 条例の目的・・・・・・・・・1
	2. 障害のある人とは・・・・・・・1
	3. 差別の禁止・・・・・・・・・1
	<sup>そうだんたいせい</sup> 4. 相談体制・・・・・・・・・・・2
	もんだいかいけつ 5. 問題解決のための調整機関・・・・・3
	6. 問題解決までの流れ・・・・・・・3
Ι.	そうだんかつどう じっせき 相談活動の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	<sup>そうだんしゃ</sup> 1.相談者・・・・・・・・・・・・・・4
	<sup>そうだんほうほう</sup> 2.相談方法・・・・・・・・・・・・5
	<sup>そうだんぶんるい</sup> 3.相談分類・・・・・・・・・・・・・・6
	<sup>そうだんぶんや</sup> 4.相談分野・・・・・・・・・・・8
	<sup>たいおうほうほう</sup> 5.対応方法・・・・・・・・・・・1 0
	<sub>かっとうかいすう</sub> 6.活動回数・・・・・・・・・・・・1 2
	7. 連携···········13
	B. 圏域別の相談件数・・・・・・・・14
᠋.	そうだんじれい 相談事例・・・・・・・・・・・・・15
	1. 不均等待遇に関する相談事例・・・・・15
	2. 合理的配慮に関する相談事例・・・・・17
	3. その他の相談事例・・・・・・・・22

## 『. 条例の仕組み

### 1. 条例の目的

この条例は、障害や障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加できる共生な社会の実現を目指しています。

### 2. **障害のある人とは**

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害など心身の機能の障害があり、これらの障害と社会的障壁によって、けいぞくてきまただんでも、これがいたのという。

### 3. 差別の禁止

### ●不均等待遇を行うこと

不均等待遇とは、障害や障害に関することを理由として、区別、 はいじょ、せいげん 排除、制限したり、条件を課すなど、障害のない人と異なる取扱い をすることです。特別な事情がないのに不均等待遇を行うことは差別 に当たります。

## ●合理的配慮を 怠 ること

障害のある人の求めがあった場合に、特別な事情がないのに合理的 はいりょ おこた 配慮を 怠ることは差別に当たります。

### 4. 相談体制

差別に関する相談窓口として、各市町に地域相談員を 183名(平成 <sup>182</sup> 29年3月31日現在)、長崎県障害福祉課内に広域専門相談員を 2 名配置しています。

はいきそうだんいん かくしちょう いしょく しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃ 地域相談員は、各市町が委嘱している身体障害者相談員・知的障害者 そうだんいん せいしんほけんふくしそうだんいん しょうだく え かた いたく 相談員・精神保健福祉相談員で承諾が得られた方に委託しています。

#### すいきそうだんいん うちわけ へいせい ねん がつ にちげんざい ■地域相談員の内訳 (平成29年3月31日現在)

	そうだんい			
しちょう 市 町	相談員	<b>数</b> 計		
市町		しんたい <b>身体</b>	ちてき <b>知的</b>	#NLA <b>精神</b>
ながさ <sup>きし</sup> 長 崎 市	14	10	3	1
をせば した 佐世保市	18	14	4	0
島 原 市	8	5	3	0
諫早市	13	7	4	2
大村市	9	5	2	2
平戸市	10	6	4	0
まっうらし 松 浦 市	11	8	3	0
対馬市	8	4	4	0
き岐市	10	7	3	0
五島市	15	7	6	2
西海市	11	6	5	0

し 市 <b>市</b> 町	そうだんい	んすうけい <b>人数計</b>		
市町		しんたい <b>身体</b>	ちてき 知的	#NLA <b>精神</b>
うんぜんし 雲 仙 市	14	7	7	0
みなみしまばらし <b>南島原市</b>	15	8	5	2
<sup>ながよちょう</sup> 長 <b>与 町</b>	5	5	0	0
と <sup>ぎっちょう</sup> <b>時 津 町</b>	3	2	1	0
東彼杵町	2	2	0	0
かわたなちょう	4			
<sup>はさみちょう</sup> <b>波佐見町</b>	3	2	1	0
が値賀町	0			
<sup>さざちょう</sup> 佐 <b>々</b> 町	2	1	1	0
しんかみごとうちょう 新上五島町	8	3	3	2
けい <b>計</b>	183	109	59	11

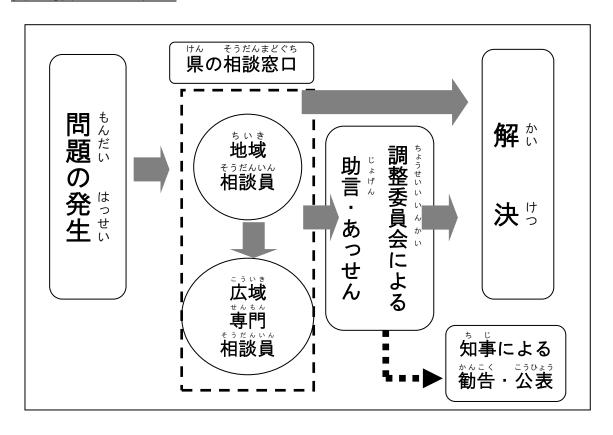
※川棚町は障害区分なし

## 5. <u>問題解決のための調整機関</u>

地域相談員や広域専門相談員による問題解決が困難な場合は、障害のある人やその関係者からの申し立てにより、「障害のある人の相談に関する まょうせいいいんかい 調整委員会」(以下、「調整委員会」という。)が助言・あっせんを行います。

調整委員会は、申し立てのあった事案について専門的な見地から公正・ まゅうりっ はんだん とうじしゃそうほう じじょう いけん けんしょう かいけっ む じょげん 中立な判断をし、当事者双方の事情や意見を検証して、解決に向けた助言 やあっせんを 行います。

#### もんだいかいけつ なが **6. 問題解決までの流れ**



#### そうだんかつどう じっせき

### Ⅱ. 相談活動の実績

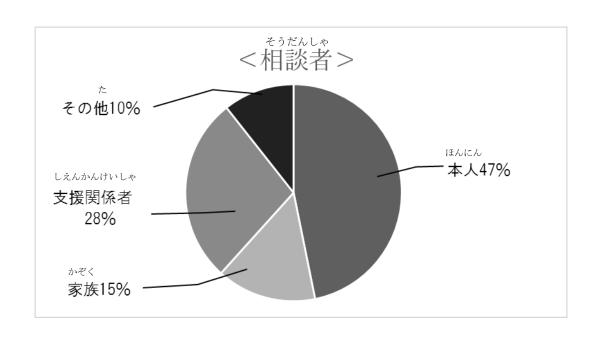
### 1. 相談者

#### そうだんしゃ しょうがいくぶん ■相談者と障害区分

そうだんしゃ 相談者 くぶん 区分		まんにん 本 人	家族	t	ゅ友 と 友 を 知	その他	けい 計
	 肢体	6	0	3	0	0	9
身にした にしん たい -	しかく <b>視覚</b>	3	0	0	0	1	4
身体障害	<sub>ちょうかく</sub> 聴 覚	0	0	1	0	0	1
	内部	2	0	1	0	0	3
<sub>ちて</sub> 知!	* De la	2	4	1	0	1	8
# N	in the second s	8	2	2	0	0	12
はったつしょうがい 発達障害		0	1	2	0	1	4
その他		1	0	3	0	2	6
	けい <b>計</b>	22	7	13	0	5	47

※区分については、相談者へ確認し分類している。

相談者は、障害のある「本人」が 22件と最も多くなっています。「その他」の 5件は、学校関係者、一般の県民の方、他県の方などからの相談が含まれています。



# 2. 相談方法

障害のある人に対する差別に関する相談は、電話、面談、手紙、 うまっくす ファックス、メールにより受理しています。次の表は、相談を受理した 方法です。

相談は、障害の特性や状況に合わせて相談者が伝えやすい手段でできるようにしていますが、電話による相談が45件と大半を占めています。

## **■受付時の相談方法**

まうほう <b>方 法</b>	( <b>件</b> )
でん p 電 話	45
あんだん 談	1
т が み <b>手 紙</b>	1
ション くす ファックス	0
メール	0
けい <b>計</b>	47

### 3. 相談分類

へいせい ねんど ねんかん そうだんまどぐち よ そうだん けん 平成28年度、1年間に相談窓口に寄せられた相談は47件でした。

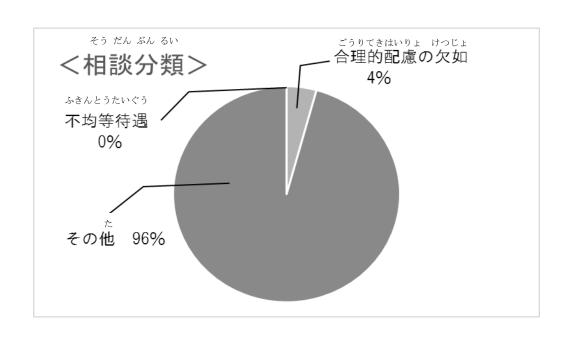
その 47件の分類内訳は、「差別に関する相談 (特定相談)」が 2 件 (不均等 たいぐう けん こうりてきはいりょ けっじょ けん 待遇 0 件、合理的配慮の欠如 2 件)、「その他の相談」が 45件でした。

へいせい ねんど ちょうせいいいんかい もうした おこな じあん 平成28年度に調整委員会へ申立てが行われた事案はありませんでした。

## そうだんぶんるいべつ けんすう **相談分類別の件数**

*************************************	こうりてきはいりょ 合理的配慮 けっじょ の 欠 如	その他	th (件)
0	2	45	47

た。そうだん ちょうせい のぞ じゅん あいてがた とくてい こんなん 「その他の相談」は、調整を望まない事案や相手方の特定が困難な事案、ご質問やご要望などです。



### そうだんぶんるい しょうがいくぶん ■相談分類と障害区分

区分	分類	ふきんとうたいぐう 不均等待遇	ごうりてきはいりょ 合理的配慮 の 欠 如	その他	けい 計
	肢体	0	0	9	9
身体障害	視覚	0	1	3	4
障害が	ちょうかく <b>聴覚</b>	0	1	0	1
v	<sup>ないぶ</sup> 内部	0	0	3	3
ヵ 知	T きしょうがい  的障害	0	0	8	8
せい <b>特</b>	ide la juint	0	0	12	12
はったつしょうがい 発達障害		0	0	4	4
その他		0	0	6	6
	けい 言十	0	2	45	47

## 4. <u>相談分野</u>

とく きだ の禁止を特に定めています。

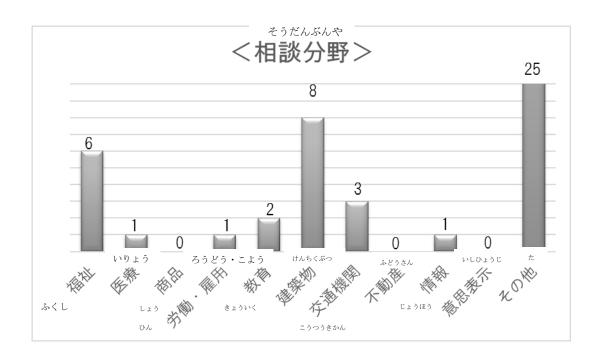
- 福祉サービスの提供
- 医療の提供
- 商品及びサービスの提供
- 労働及び雇用
- 教育

- けんちくぶつ りょう建築物の利用
- こうつうきかん りょう交通機関の利用
- 不動産取引
- 情報の提供等

っき ひょう そうだん ぶんゃ ぶんるい 次の表は、相談の分野で分類したものです。

#### <sup>そうだんぶんゃ</sup> しょうがいくぶん ■相談分野と障害区分

くぶん区分		福钦祉	<b>医</b> りょう	商品	労うどう	教育	建築物	交通機関	不動産 <sup>ふどうさん</sup>	情 報	意思表示	そ の 他 <sup>た</sup>	計 (件)
, .	皮をい 技体	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	4	9
<b>身</b> になったい。	視覚	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
身体障害	ちょうかく 聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	カ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
カガ 知的	Duspin	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	8
精神	ルレょうがい 神障害	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	9	12
だったご 発達	障害	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4
そ	の他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	6
計	(件)	6	1	0	1	2	8	3	0	1	0	25	47



10分野のうち、「建築物の利用」の分野が8件と最も多く、続いて「福祉サービスの提供」の分野が6件となっています。「その他」の分野には、条例に関する意見・要望、様々な機関やサービスの意見・要望、生活全般における不満、虐待と思われる事案などがありました。

# 5. <u>対応方法</u>

# **■対応と相談分野**

たいおう 対応 がか 分野	との調整 相手方	引継ぎ関係機関	げ <b>言</b> ん	の紹 しょうかい 相談窓口 f i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	資料送付 間報提供・	傾聴主体	そ の 他 <sup>た</sup>	計は
· 社	0	1	4	0	1	0	0	6
医 療	0	0	1	0	0	0	0	1
しょうひん 高	0	0	0	0	0	0	0	0
<sup>ろうどう</sup> こょう <b>労働・</b> 雇用	0	1	0	0	0	0	0	1
きょういく	0	1	1	0	0	0	0	2
建築物	2	0	1	0	2	3	0	8
交通機関	1	0	2	0	0	0	0	3
<sup>ふどうさん</sup> 不動産	0	0	0	0	0	0	0	0
情 報	0	0	1	0	0	0	0	1
き思表示	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	5	4	2	8	5	1	25
けい 言十	3	8	14	2	11	8	1	47

## **■対応と相談分類の関係**

たいお対グ	ر خ	んるい <b>}類</b>	のい	引継ぎのきる機関 がんけいきかん	助じょげん	の 紹介	資料送付 間報提供	傾聴主体	そ の 他 <sup>た</sup>	計せ
ごう 合 の	りてきは <b>里的</b> で ケ	に慮なれる。	0	0	1	0	1	0	0	2
不出	んとうた <b>匀等</b> ぞ	いぐう	0	0	0	0	0	0	0	0
そ	の	他	3	8	13	2	10	8	1	45
	けい <b>言十</b>		3	8	14	2	11	8	1	47

# おきだんしゃ とうい もと あいてがた き と ちょうさ おこな そうほう いこう かくにん 相談者の同意に基づき、相手方から聴き取り調査を 行 い、双方の意向を確認した後に条例における対応方針を決定し、調整や対応を行っています。

「差別に関する相談(特定相談)」2件においては、全てが「相手方との調整」 \*\*こな を 行 った後に、それぞれの対応により事案の 終 結 に至りました。

「その他の相談」においては、相談の内容によって、条例における考え方などを情報提供することや資料を提供することで終結した事案、話をおきしたことで気持ちが落ち着かれ終結した事案、「相手方との調整」を要する事案など様々な事案が含まれています。

## 6. <u>活動回数</u>

## ■ 対応ごとの活動回数

たいおう 応	件数(件)	かつどうかいすう かい 活動回数(回)	へいきんかいすう かい 平均回数(回)
まいてがた 相 手 方 との調整	3	22	7. 3
関係機関では、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	8	25	3. 1
助言	14	42	3. 0
<sup>そうだんまどぐち</sup> 相談窓口 <sub>しょうかい</sub> の 紹 介	2	4	2. 0
じょうほうていきょう 情報提供 しりょうそうふ 資料送付	11	18	1. 6
傾 聴 主体	8	13	1. 6
その他	1	2	2. 0
さうけい 計	47	126	2. 7

たいまうかいすう たいおうかいすう たいおうかいすう 活動回数 (対応回数) は、事案や対応方法によって大きな差がありますが、 ついきん 平均すると 2. 7回となりました。

しまいては、活動回数(対応回数)が増加する傾向がありました。

### 7. 連携

### たきかんの連携

#### ゅいきそうだんいん 地域相談員との連携

#### そうだんかつどう ●相談活動

## ●地域相談員研修会

はいない ちく の かいちいきそうだんいんけんしゅうかい かいさい じょうれい そうだんかつどう 県内8地区で延べ 13回地域相談員研修会を開催し、条例や相談活動 まょうむ なが しょうがいとくせい とくちょう けんしゅう おこな 業務の流れ、障害特性の特徴についての研修を行いました。

#### そうだんいんつうしん ●相談員通信

地域相談員と広域専門相談員の連携の一助として、相談員通信を年に 2回発行しています。内容は、相談実績データ、条例に関する時事の おだい そうだんたいおう じ りゅうい 話題、相談対応時に留意したいこと、障害者差別解消法などについて 掲載しました。

# thんいきべつ そうだんけんすう **8. 圏域別の相談件数**

そうだんしゃ きょじゅうちぃき しょうがいほけんふくしけんいき けんいき ぶんるい 相談者の居住地域を障害保健福祉圏域(8圏域)で分類しています。

### けんいきべつそうだんけんすう ■**圏域別相談件数**

<sub>ながさきけんいき</sub> 長 崎 圏 域	8 件	かみごとうけんいき 上五島圏域	1 件
県北圏域	14 件	き岐圏域	0 件
県央圏域	15 件	対馬圏域	1 件
県 南 圏 域	6 件	その他	2 件
ごとうけんいき 五島圏域	0 件	ごう けい 計	47 件

# 

ませられた相談のうち、分野ごとに主なものについて、その内容、 かいけっ いた 解決に至るまでの経緯を記載しています。

また、対応に当たった広域専門相談員のコメントも添えています。

# 1. 不均等待遇に関する相談事例

### (1) 福祉サービスの提供

事例	は   で ま ー で ま ー りょう
そうだんしゃ 相談者	th に まのある人
そう だん 相 談 ない よう	● 障害福祉サービスを利用し、ヘルパーさんに自宅に き
ない よう 内 容	* 来てもらっていたが、突然打ち切りになり困っている。
	● これは、障害のある人に対する差別ではないか。
たい おう 対 応	● 相談者居住の市の担当課から聞取り調査を行い、今 ではいます いらい 後の対応を依頼した。
#	● 担当課からの聞取り調査により、ヘルパーから家事を 報えてもらうために支給決定していたもので、 ヘルパーに頼るのではなく、自分自身でできることを 増やしていくように提案している段階であること、これから支給量の見直し時期に入ることが判明した。 ● 相談者は、そのことを理解されていないために不満を 地だいていることから、担当課から相談者へ、再度説明 をしてもらった。 ● 相談者の了 承を得たことから、終結とした。

## [コメント]

実際に差別の問題は生じていなくても、説明不足や、説明が正しく伝わっていないことから、誤解につながり、障害のある人が「差別されている」と感じられていることがあります。

せつめい でいねい せつめい こころ ただ った かくにん 説明する側は、丁寧な説明を 心 がけ、正しく伝わっているか確認 する必要があります。また、説明を受ける側も、納得できるまで説明を求めることも必要であると 考 えられます。

## **2. 合理的配慮に関する相談事例**

## 

事例	<sub>てんじ</sub> 点字ブロックの設置について
そうだんしゃ 相談者	しかくしょうがい ひと 視覚障害のある人
そう   だん   次   次   次   次   次   次   次   次   次	<ul> <li>● 娯楽施設のタクシー乗降場から正面玄関までは、 は、</li></ul>
対応	● 娯楽施設の担当者からの聴取り調査と現地調査を 行った。
## <b>結</b> 果	● この娯楽施設では、点字ブロックが設置されていない 高字ブロックが設置されていない 部分の移動を可能とするための配慮として、スタッコを配置し誘導・案内を 行っているので、「合理的配慮の たいと当断した。 ● しかし、条例の趣旨と相談者の要望を踏まえ、設置を せんとう 大の

## [コメント]

ただし、県内にある多数の利用者に供される建築物の所有者等によって、条例の趣旨を踏まえ、建築物のバリアフリー化が可能な範囲で実施されることが望まれます。

# (2)教育

事例	**ういくきかん 教育機関における配慮不足について
そうだんしゃ 相談者	知的障害のある子どもの母親
そう だん 制 談	● 子どもが小学校の特別支援学級に在籍していた時、
内容	たんとうきょういん たいおう しょうがい こ たい 担当教員の対応が、障害のある子どもに対する はいりょ た さべってき かん
	│ 配慮が足りず、差別的だと感じることが多かった。 │
	● 当時の担当教員と管理職へ、差別解消法と条例 □ しゅうち
	の周知をしてほしい。
だい おう 広	● 市教育委員会から聞取り調査を行い、これまで行っ
	てきた対応について確認を行った。
	だんしゃ ようぼう った こんご けいぞくてき けんしゅうとう ● 相談者の要望を伝え、今後も継続的に教員の研修等で しょうがいしゃさべつかいしょうほう じょうれい しゅうち
	│ 障害者差別解消法、条例の周知をしていただけるよ│ │
	う依頼した。
ーけっ 結果	すうねんまえ しきょういくいいんかい がっこう たんとうきょういん ● 数年前から、市教育委員会が、学校や担当教員へ
	の指導や研修を継続的に行っていることが分かっ
	た。 とくべつ しえん こ — で ぃ ね — た — けんしゅう なか さべつ
	● 特別支援コーディネーターの研修の中で、差別 ************************************
	おこな
	を行うこととなった。  Fithly no フェッナ タナートから ぬ 女 トーナ
	● 相談者の 了 承 を得たことから、終 結とした。

### [コメント]

学校の教員が、障害や障害の特性について理解を深めることはもちろん、特別支援教育に関わる教員自身の専門性を高めるために研鑽を積むことは必要不可欠であると考えられます。

また同時に、障害のある子ども本人やその家族と向き合い、どのような配慮が必要で、求められていることは何か、確認をしながら指導・支援することが望まれます。

学校側と、障害のある生徒側が、お互いに話し合い理解し合え がのけい きず る関係を築くことも大事なことであると感じられます。

# (3) **建築物の利用**

18 4-7-	
事例	はらうがいしゃようちゅうしゃじょう せっち   障害者用駐車場の設置について
そうだんしゃ 相談者	しんたいしょうがい ひと くるま しょう 身体障害のある人(車いす使用)
そう だん 制 談	しんちくょてい こうきょうしせっ しょうがいしゃようちゅうしゃじょう ● 新築予定の公共施設の障害者用駐車場について、
カ 容	しせっ しょうめんげんかんまえ せっち 施設の正面玄関前に設置してほしい。
	● それ以外のところへ設置されると利用しづらく、 障害
	のある人に対する差別である。
たい おう 対 <b>応</b>	けんちく たんとう ぶしょ ききと ちょうさ おこな げんちちょうさ ● 建築を担当する部署から聞取り調査を行い、現地調査
\] \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	を行った。
	を行った。
	しょうめんげんかんまえ しょうがいしゃよう ちゅうしゃじょう せっち けんとう  ■ 正面玄関前に障害者用駐車場の設置を検討され
	しょうめんげんかんまえ いっぱん どう ろ ほうてきおよ
	たが、正面玄関前が一般道路であるため、法的及び <sup>あんぜんめん</sup> そうだんしゃ ようぼう ばしょ しょうがいしゃよう
	安全面から、相談者が要望する場所に障害者用 ちゅうしゃじょう せっち ふかのう はんめい 駐車場を設置することは不可能であることが判明し
	社 単 塚 を放直 9 ることは个円能であることが刊明し た。
	● 障害者用駐車場は、設置可能な場所で、建物出入り
	でいくち もっと ちか でいくち やく めーとる いち もう 口から 最 も近い (出入り口から約20 M )位置に設
	けられることとなった。また、不便を感じられる来訪者
	には、施設へ連絡をもらえれば職員が手助けすること
	としている。
	● 相談者は、自力歩行不能で手動車椅子を使用しており、
	外出時に介助者はつけていない。移動経路の傾斜や長
	い距離には困難を感じていたため、駐車場の施設
	でぃ ぱっぱ せっち 出入り口への設置について、担当部署との協議を重ね
	てきた経緯があり、納得できない部分がある。しかし、
	けん ほうてきおよ あんぜんせい めん だいがえあん ていじとう 県としては、法的及び安全性の面や代替案の提示等、
	いってい ごうりてきはいりょ 一定の合理的配慮がなされていると判断した。

#### こめんと 【コメント】

で書のある人の求めに全て応えなければならないと考えることは、この条例が目指す共生社会の実現に必ずしも合致するとは言えません。相談者の要望どおりに対応することにより、障害のある人はもちろん、他の施設利用者の安全を確保できない状況になってしまうことがあります。

条例では、互いの話し合いで様々なトラブルを解消しようとするもので、「障害のある人とない人に分けて対立を煽るものではない」という概念を規定しています。

## (4) 情報の提供等

事例	<sup>しゅゎつうゃく</sup> 手話通訳について
そうだんしゃ 相談者	しゅわつうやく はけんだんたい 手話通訳の派遣団体
そう だん	● 芸能文化のイベントに手話通訳を派遣した際、
ない よう 内 容	いべんとうんえいがいしゃ イベント運営会社から、手話通訳を「しなくていい」
	と言われた部分がある。
	● イベント会社は、「主催者側が判断した」と説明してい
	るが、どのような 状 況 からの判断か確認してほしい。
対 応	● 主催者側の担当者から、聞取り調査を行い、状況の
	確認を行った。
結 果	● 主催者側が手話通訳を「しなくていい」と指示したの
	は手話通訳者の負担を減らす目的であったことがわか
	り、情報保障としての手話通訳の役割を正しく認識し
	ていなかったことが判明した。
	● 今後は、主催者側の聴覚障害や手話通訳に対する正
	しい理解を深め、イベント開催に向けての準備段階で、
	#AGS (かくにん みつ じゅうなん たいおう もと 連絡確認を密にし、柔 軟 な対応が求められることにつ
	いて双方に助言を 行 った。
	● 双方の了 承 を得たことから、終 結とした。

### [コメント]

本件は、双方の状況をお互いに理解することで、課題が明確になりました。

今後、準備の段階で連絡確認を密にし、障害のある人にとって どのような配慮が必要で、合理的配慮を提供する側は、どのようなことが実施可能か検討しながら、柔軟な対応が求められると考えられます。

また、聴覚障害や手話通訳についての理解が深まり、周知されていくことが望まれます。

## 3. その他の相談事例

### (1) その他

事例	生活費の貸付制度の利用について
そうだんしゃ 相談者	ってき しょうがい ひと 知的障害のある人
そう だん	<ul> <li>生活保護費のほとんどをパチンコで使ってしまった。</li> <li>生活が苦しいので貸付制度を利用したいが、担当者から断られた。</li> <li>これは障害のある人に対する差別なので、お金を貸すように言ってほしい。</li> </ul>
対応	● 生活費の貸付制度を担当する窓口の担当者から、聞取 ************************************
結果	<ul> <li>● 相談者が利用したい貸付制度は、生活保護費の支給日から1週間は、新規の貸付ができない規則であることが分かった。</li> <li>● 「障害を理由とした差別」には該当しないが、相談者の金銭管理の課題もあることから、日常生活自立支援事業の金銭管理制度を利用すること等について助言をおこなった。</li> <li>● 有談者の了承を得たことから、終結とした。</li> </ul>

### [コメント]

差別に該当するかどうかは、「障害を理由として行われたかどうか」が焦点になります。

差別に該当しないと判断した場合であっても、問題を解消するためには、相談者にとって何が必要か一緒に考える必要があると考ています。

### (2) その他

事例	こじんかん とらぶる 個人間のトラブルについて
そうだんしゃ 相談者	せいしんしょうがい ひと 精神障害のある人
そう だん 制 談	● ペットの世話ができなくなったので、インターネット
内容	サイトを利用して、ペットの譲り渡しを行った。
	● その後、ペットを譲った相手の人に、譲ったペットに
	ついての要望の電話を何度かしたら、「もう話したく
	ない」と言われた。 しょうがい ひと たい さべつ わたし ようぼう
	● これは障害のある人に対する差別なので、私の要望
+1, +, =	に応えるようにしてほしい。
対応	● 相談者が相談している他の相談窓口と連絡をとり、
	詳細を確認したところ、本件は個人間の問題である
	ため、条例による対応はできないと判断した。
	● 相談者の疑問点については、調査結果を説明した。
けっか	そうだんしゃ こ じんかん もんだい じょうれい たいおう
結果	● 相談者へ、個人間の問題のため、条例における対応 to the test
	はできないことを説明した。 そうだんしゃ ぺっと ゆず あいて ひと そうだんしゃ もと
	● 相談者は、ペットを譲った相手の人が相談者の求めに
	応じてくれている部分もあることを 了 承 され、疑問
	に思っていたことも解決したことで安心されたため、
	<sup>しゅうけっ</sup> 終結とした。

# [コメント]

事業者等の社会的枠組みが介在しない純粋な私人間の問題に事業者等の社会的枠組みが介在しない純粋な私人間の問題については、相談者から相手方となる私人との調整の求めがあった場合でも、傾聴にとどめることを基本方針としています。

それぞれの相談内容によって、事業者や自治会等のその他の 世紀 たい たい はじょうべにん ちょうせい おこな 団体に対して事実確認や調整を行うことができる場合は、その ともかいてきれくぐ なか ちょうせい かいけっ はか とう 対応すること としています。

### おわりに

本県では、平成26年4月1日に「障害のある人もない人も共に生きる 本県では、平成26年4月1日に「障害のある人もない人も共に生きる 平和な長崎県づくり条例」を施行し、条例施行後3年目となる平成28年度は、前年度の活動経験も踏まえ、相談活動や条例の普及啓発に努めてきました。

また、国においては、平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

本県の条例もこの法律も、全ての県民が、障害の有無によって分け隔でいることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という目的は同じです。

う後も相談制度の適切な運営を図るとともに、法律と併せて、条例の更 るきゅうけいはつ つと なる普及啓発に努めてまいります。

### そうだん といあわ さき 【相談・問合せ先】

こういきせんもんそうだんいん ■広域専門相談員

ながさきけんふくしほけんぶしょうがいふくしか 長崎県福祉保健部障害福祉課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

電 話:(095)895-2450

F A X: (095) 823-5082

 $\overset{\circ}{\mathsf{M}}\,\overset{\circ}{\mathsf{a}}\,\overset{\circ}{\mathsf{i}}\,\overset{\circ}{\mathsf{i}}\,$  : s04100@pref. nagasaki. lg. jp